

「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために  
必要な指針（ガイドライン）

**【目次】**

はじめに

**第1章 「特定既存単独処理浄化槽」に対する対応**

1. 法に定義される「特定既存単独処理浄化槽」
2. 具体の事案に対する措置の検討
  - (1) 「特定既存単独処理浄化槽」と認められる既存単独処理浄化槽に対して法の規定
  - (2) 行政の関与の要否の判断

**第2章 「特定既存単独処理浄化槽の措置」を講ずるに際して参考となる考え方**

1. 「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項
2. 「特定既存単独処理浄化槽」を把握するための根拠となる情報

**第3章 「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置の実施**

1. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者の事情の把握
2. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への助言又は指導（附則第11条第1項）
  - (1) 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への告知
  - (2) 指導又は助言後の対応
3. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への勧告（附則第11条第2項）
4. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への命令（附則第11条第3項）
5. 必要な措置が講じられた場合の対応

〔別紙1〕「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項

〔別紙2〕判定の考え方

〔別紙3〕「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方

**【参考資料】**

- 特定既存単独処理浄化槽判断調査票

## 「特定既存単独処理浄化槽の措置」を講ずるに際して参考となる考え方

### 1. 「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項

- 「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等が考えられる。
- 既存単独処理浄化槽が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の生活環境、公衆衛生等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、その状態が継続された場合のもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により「特定既存単独処理浄化槽」に該当するか否かを判断する。その際の判断基準は一律とする必要はないが、別紙1、別紙2を参考に、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することとなる。
- 外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的に見られる場合は、悪影響の程度や危険等の切迫性が有り、措置の緊急性が高いと判定することも考えられる。
- 周辺環境への影響に関して、例えば、水道水源の湖沼等において条例により単独処理浄化槽に対して規制が適用される場合や生活排水の排出に対して何らかの規制がなされる地域に位置する場合、あるいは生活用水として使用している井戸が近接している場合等は、「特定既存単独処理浄化槽」として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。
- 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、除却を行い合併処理浄化槽に交換するか、補修や付帯設備の交換により既存単独処理浄化槽として使用し続けるか、その後の対応も含めて判断することになる。なお、その際には合併槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。
- 既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的に見られて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。
- 一方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や付帯設備の交換を措置として求めて既存単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられるが、この場合においても、補修や付帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、付帯設備の破損、変形、脱落等が再発することによって、周辺環境への影響が懸念する事態になり緊急性が高まることがありえる。
- このようなことから、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や付帯設備の交換を行うかの判断を行うことになる。なお、その際には合併槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。
- 「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方については別紙3に示す。

## 2. 「特定既存単独処理浄化槽」を把握するための根拠となる情報

- 「特定既存単独処理浄化槽」の把握には、指定検査機関による 11 条検査の結果が最も重要である。11 条検査は浄化槽法に基づき受検の義務付けがなされていることから浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。
- 11 条検査を受検している浄化槽については、その結果の報告により「特定既存単独処理浄化槽」の対象となり得る既存単独処理浄化槽を把握したうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うこと。
- 11 条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報（設置情報（設置年、処理方式等）や管理情報（保守点検、清掃）、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、指定検査機関と連携して立入検査を行うこと。
- スクリーニングにあたっては、以下の事項に留意すること。
  - 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式（全ばっき型、腐敗タンク（室）等）の既存単独処理浄化槽について着目すること。
  - 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなものや劣化が著しいものについて着目すること。
  - 既存単独処理浄化槽の放流先、既存単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等にも着目すること。
- なお、都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村と連携すること。
- 11 条検査の実施に合わせて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。

〔別紙1〕「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項

＜外形的状況や性能状況＞

①重要項目

項目	参考となる事項
浄化槽本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽本体に大きな破損又は劣化箇所がある。</li> <li>・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。</li> <li>・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。</li> <li>・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食・劣化がある。</li> </ul>
水平の狂い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流がある。</li> <li>・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。</li> <li>・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。</li> </ul>

②その他の項目

項目	参考となる事項
浄化槽の内部設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各室の隔壁や仕切板が大きく破損や変形、脱落又は欠落している。</li> <li>・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は、破損・浮上・脱落が生じている。</li> </ul>
平面酸化床、散水ろ床、回転板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しい破損がある。</li> <li>・破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。</li> <li>・剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。</li> <li>・回転板方式の構造で回転板の脱落や著しい破損がある、又は回転板が正常に回転しない。</li> </ul>
ばっ気装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な水流が確保されていない。</li> </ul>
消毒装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒設備が欠落又は脱落、破損している。</li> <li>・薬剤筒が適正に固定されていない。</li> </ul>
流入管渠、放流管渠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定常時に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。</li> <li>・流入升において、逆流や溢流がある。</li> <li>・逆流がある。</li> <li>・著しい破損または漏水がある。</li> </ul>

<周辺環境への影響>

③周辺環境への影響

項目	参考となる事項
悪臭等の発生状況	浄化槽設置場所周辺において著しい臭気、害虫、騒音の発生がある。
放流水の水質	放流水の透視度が7度(7cm)未満である。
放流水質等の規制	条例により単独処理浄化槽に対しての規制や生活排水の排出に対しての規制等がある。
井戸の設置状況	浄化槽設置場所周辺に生活用水として使用している井戸がある。

<参考となる情報>

④参考となる情報

項目	参考となる事項
過去の補修等の実績	以前に本体または内部設備（付帯設備を含む）で補修や部品の交換を行なった実績がある。
構造基準	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

## [別紙 2] 判定の考え方

「そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある状態にあると認められるもの」であることを判断する際は、以下の1. 若しくは2. に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当、かつ3. に掲げる周辺環境への影響に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

### 1. 重要項目

浄化槽本体の外見的形状が保持できず、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えることが明らかである項目として、以下の(イ)又は(ロ)に掲げる事項に該当するか否かにより判断する。

(イ) 浄化槽本体の著しい破損又は変形、漏水の状況	
浄化槽本体に著しい破損や劣化、変形が発生しているか否か、槽本体から外部への漏水が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"><li>・浄化槽本体に大きな破損又は劣化箇所がある。</li><li>・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。</li><li>・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。</li><li>・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食又は劣化がある。</li></ul>
<b>【切迫性の考え方】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・漏水が認められた場合は、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。</li><li>・旧構造基準（昭和44年建設省告示第1726号）に基づくFRP製既存単独処理浄化槽は、既に耐用年数の30年<sup>※1</sup>を超過しており、腐食や亀裂が確認された場合は、将来漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。</li><li>・旧構造基準（昭和44年建設省告示第1726号）に基づくコンクリート製既存単独処理浄化槽は、汚水処理施設の鉄筋コンクリート構造物の標準耐用年数が50年<sup>※2</sup>であり、腐食や亀裂が確認された場合には、漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。</li></ul> <p>※1 FRP製浄化槽の耐久性に関する考察（公益財団法人日本環境整備教育センター 小川浩、大森英昭）</p> <p>※2 下水道事業の手引きより抜粋（監修/国土交通省水管理・国土保全局 下水道部）</p>	
<b>【措置の考え方】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・耐用年数を超過した既存単独処理浄化槽において破損や亀裂、著しい変形、漏水等が認められた場合は、当該箇所を補修したとしても材質そのものが劣化しているため、他の箇所でも何らかの異常が発生すると考えられることから、補修せずに合併処理浄化槽に交換することが望ましい。</li><li>・FRP製既存単独処理浄化槽の破損等を補修した場合、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修を行わなければならないおそれがあることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。</li><li>・コンクリート製既存単独処理浄化槽の破損等を補修する場合、安全面の観点から、上部コンクリー</li></ul>	

トを除去する必要があることから、補修にかかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

(ロ) 浄化槽本体の著しい水平の狂い、浮上又は沈下の状況

浄化槽本体の水平や浮上又は沈下について、管渠や空気配管、内部設備等の破損が発生しているか否か、不均等な攪拌や短絡水流や堆積汚泥分布に著しい偏りが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流がある。</li> <li>・ 水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。</li> <li>・ 水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。</li> </ul>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【切迫性の考え方】

- ・ 著しい水平の狂いや浮上又は沈下による管渠の亀裂や破損又はそのおそれがある場合、当該箇所から漏水が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・ 著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた場合、空気配管や内部設備の破損や脱落、異常な水流の発生等、浄化槽の内部設備や付帯設備に複合的な異常をもたらすことは明らかであり、このことにより理機能が著しく低下し、または汚泥の流出によって適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた既存単独処理浄化槽を補修する場合、槽本体を傷つけないよう掘り起こし、再度適正に据え付けなければならないことから、補修にかかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

2. その他の項目

内部設備等の異状が原因で処理機能が低下し、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えるおそれが大きい項目として、以下の（イ）から（ホ）に掲げる事項に該当するか否かにより判断する。

(イ) 浄化槽の内部設備

各室の隔壁や仕切板に脱落や著しい破損、変形等が発生しているか否か、構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない、あるいは破損、浮上、脱落等が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各室の隔壁や仕切板が大きく破損や変形、脱落又は欠落している。</li> <li>・ 構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は破損、浮上、脱落が生じている。</li> </ul>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【切迫性の考え方】

- ・ 各室の隔壁や仕切板に破損や変形、脱落又は欠落により、異なる単位装置の槽内水が区別なく混じりあうなど、当該単位装置が所期の機能を発揮していないと判断される場合、適正な放流水質が確

保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

- ろ材や接触材が大きく破損している又は充填されていない他、槽内水のほとんどがろ材や接触材の間を通過していないと判断できる場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

**【措置の考え方】**

- 部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不可」と判断する。
- 隔壁等が著しく破損している場合には、本体の補修同様、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修が必要となることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

(ロ) 平面酸化床・散水ろ床・回転板

平面酸化床又は散水ろ床に、破損や傾きが発生しているか否か、それにより短絡流や不適正な水流が発生しているか否か、汚泥等が特定の箇所に堆積し適正な水流を妨げているか否かなどを基に総合的に判断する。

回転板方式の構造で回転板の脱落や著しい破損があるか否か、回転不良が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例

- 著しい破損がある。
- 破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。
- 剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。
- 回転板方式の構造で回転板の脱落や著しい破損がある、又は回転板が正常に回転しない。

**【切迫性の考え方】**

- 散水樋の著しい破損や傾き、汚泥等の堆積により、腐敗室流出水が散水樋をほとんど経由することなく流下している場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- 平面酸化床の著しい破損や傾き、汚泥の堆積等により、腐敗室流出水が直接消毒室に移流しているなどの著しい短絡現象が認められる場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- 回転板の脱落や回転不良等により、槽内水のほとんどが回転板の好気部分に接触することなく流下していると判断できる場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

**【措置の考え方】**

- 散水樋や平面酸化床の著しい破損や傾きの補修には、手作業によるモルタル造形が必要な場合が多く、補修にかかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。
- 回転板関連の部品など、部品が入手不可能な場合は「補修不可」と判断する。

(ハ) ばっ気装置（散気式・機械式）

不適正な水流が発生しているか否かなどを判断する。



調査項目例	・適正な水流が確保されていない。
<b>【切迫性の考え方】</b>	
・ばっ気装置の破損等により、攪拌水流が停止あるいは著しく弱い場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
<b>【措置の考え方】</b>	
・送風機から浄化槽本体までの地中で空気配管が破損している場合は、補修費用が高額になる場合があることに留意すること。	
・機械式の場合は、修理に必要な部品が入手できない場合があることに留意すること。	

<b>(二) 消毒装置</b>	
消毒装置が欠落又は脱落、破損しているか否か、薬剤筒に固定不良があるか否などを基に総合的に判断する。	
調査項目例	・消毒装置が欠落又は脱落、破損している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
<b>【切迫性の考え方】</b>	
・消毒設備が欠落している場合、処理水が未消毒のまま定常的に放流されていることは明らかで、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
<b>【措置の考え方】</b>	
・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不可」と判断する。	

<b>(ホ) 流入管渠又は放流管渠</b>	
勾配不良や閉塞等による滞留や逆流、溢流が常態化しているか否か、逆流が常態化しているか否か、管渠に著しい破損または漏水があるか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	・定常時に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・逆流がある。 ・著しい破損または漏水がある。
<b>【切迫性の考え方】</b>	
・著しい破損または漏水、溢流が生じている場合、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
・逆流がある場合は、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
<b>【措置の考え方】</b>	
・管渠の勾配不良や管渠途中の破損や漏水等の補修にかかる費用は、相当に高額になる可能性があることに留意すること。	

### 3. 周辺環境への影響

生活環境及び公衆衛生上重大な支障をきたす恐れがあるか否かを判断するにあたり、下記の項目を確認する。

周辺環境への影響	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽設置場所周辺において著しい臭気、害虫、騒音の発生がある。</li> <li>・放流水の透視度が7度(7cm)未満である。</li> <li>・条例により単独処理浄化槽に対しての規制や生活排水の排出に対しての規制等がある。</li> <li>・浄化槽設置場所周辺に生活用水として使用している井戸がある。</li> </ul>

### 4. 参考となる情報

特定既存単独処理浄化槽の措置を判断するにあたり、参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に、以下に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

(イ) 過去の補修実績	
以前に本体または内部設備の補修を行なった実績があるか否かについて、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。	
調査項目例	以前に本体または内部設備の補修を行なった実績がある。
<b>【切迫性の考え方】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前に本体の補修を行なった実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、漏水が発生する蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。</li> <li>・以前に内部設備の補修を行なった実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。</li> </ul>	
<b>【措置の考え方】</b> <p>以前に本体または内部設備の補修を行なった実績がある場合、繰り返し補修が必要となることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。</p>	

(ロ) 浄化槽の構造基準	
旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）であるか否かを確認して、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。	
調査項目例	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

### 〔別紙3〕「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方

「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や付帯施設の交換を行うかの判断を行うことになる。

なお、以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

#### (1) 除却

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的に見られて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。

〔別紙1〕「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項より、「除却」の措置の判断として以下のケースを例示する。

#### ■ケース1：

「①重要項目」に1つでも該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当

#### ■ケース2：

「②その他の項目」に複数該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当 かつ 「④参考となる情報」に1つでも該当

#### (2) 補修や付帯設備の交換

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や付帯設備の交換を措置として求めて単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられる。この場合においても、補修や付帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、付帯設備が破損、変形、脱落等が再発することで、周辺環境への影響が懸念する事態になり緊急性が高まることありえる。

「補修や付帯施設の交換」の措置の判断としては、「特定既存単独処理浄化槽」に該当するが「除却」の措置に該当しない特定既存単独処理浄化槽が対象になると考えられる。